

学校感染症による登校許可届について

日頃より本校の学校保健に御理解、御協力いただきありがとうございます。

「学校において予防すべき感染症」については、学校保健安全法施行規則により出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童・生徒などが登校できない期間です。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）

これらの感染症（裏面参照）の可能性があって欠席する場合には、授業開始前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに御連絡をお願いします。

医師の指示などにより、感染させるおそれなくなった児童・生徒が再登校する際には以下の「学校感染症による登校許可届」に保護者の方が御記入のうえ、担任へ御提出ください。

学校感染症による登校許可届

東京都立高島特別支援学校長殿

小・中学部 _____年_____組 氏名_____

下記の疾患について、____月____日に医師の診断を受けました。

____月____日から____月____日までお休みしていましたが____月____日から登校させます。

病名 : _____

症状が出た日 : _____月____日(____)

最終登校日 : _____月____日(____)

受診した医療機関名 : _____

上記医療機関電話番号 : _____

※インフルエンザ・新型コロナウイルスに罹患した場合ご記入ください。

発症日 : _____月____日

解熱日 : _____月____日

令和____年____月____日

保護者名_____

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準	
第一種	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) 特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。	
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	感染症の種類	潜伏期間	出席停止の期間の基準
		インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。)	1～3日	発症した後5日(発症した日を0とします)を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症		発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
		百日咳	1～2週間	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹 流行性耳下腺炎	10～12日 2～3週間	解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹 水痘		発疹が消失するまで 全ての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	1週間	主要症状が消退した後二日を経過するまで
		結核	人により様々	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	発症した場合、2～5日	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
その他	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎 手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。	

・通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例(アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ))

嘔吐物や下痢で汚れた衣類の扱いについて

本校では、手洗いや消毒の他、下記のような対策で感染症の拡大防止に努めています。御理解と御協力の程よろしくお願ひいたします。

○汚れた衣類は学校で水洗いせずに、ビニール袋に入れて密封し、御家庭へ持ち帰るようにします。

(嘔吐物や下痢便で汚れた衣類は大きな感染源です。保育園や幼稚園、学校では水道で水洗いすることにより、子供たちに集団感染をおこした事例があることから、このようにさせていただきます。)

○下痢便で汚れたオムツは、ビニール袋で密封し、学校で処分します。